

# 個人県民税の寄附金控除の対象となる寄附金を受領される法人・団体の皆様へ

滋賀県

## 滋賀県の個人県民税における寄附金控除

所得税の寄附金控除の対象となっている寄附金のうち、都道府県・市町村の条例で指定されたものについては、個人県民税・市町民税の寄附金控除の対象となります。

滋賀県では、個人県民税の寄附金控除の対象となる寄附金として、次のものを指定しています。

所得税の控除対象寄附金	滋賀県の個人県民税の控除対象寄附金
財務大臣が指定した寄附金	・左記のうち、滋賀県内に主たる事務所または事業所を有する法人・団体に対する寄附金 ・そのほか、県内において主たる目的である業務を行う法人・団体（※）に対する寄附金
特定公益増進法人に対する寄附金（例：公益社団法人・公益財団法人、一定の学校法人、社会福祉法人等） （注）学校の入学に関して支出した寄附金は除く	
認定特定非営利活動法人等（認定NPO法人、特例認定NPO法人）に対する寄附金	
認定特定公益信託の信託財産とするための支出	・左記のうち、滋賀県知事または滋賀県教育委員会の許可を受けた公益信託に係るもの ・そのほか、県民の福祉の増進に寄与する公益信託（※）に係るもの

※ 県に申請を行い、指定を受けた法人・団体または公益信託に限ります（申請の方法等については、滋賀県税政課までお問い合わせください）。

## 御協力をお願いしたい事項

滋賀県にお住まいの個人の方から寄附金を受領された場合は、寄附金控除の制度が円滑に運営されるよう、次の点について御協力をお願いします。

### 1 寄附をされた方への周知

寄附者に対し『個人県民税の寄附金控除についてのお知らせ』を交付するなどして周知をお願いします。（お知らせは、滋賀県税政課のホームページ『個人県民税の寄附金控除について』よりダウンロードできます。）

### 2 寄附金受領証明書（領収書）等の交付

寄附者の住所・氏名、受領した寄附金の額、寄附金を受領した年月日、貴法人・団体の所在地・名称を記載した寄附金受領証明書（領収書）を寄附者に交付してください。

（注）貴法人・団体が、私立学校法第3条に規定する学校法人、私立学校法第64条第4項の規定により設立された法人である場合は、寄附金受領証明書（領収書）とともに、貴法人・団体が特定公益増進法人であることの証明書の写しを寄附者に交付してください。

（注）寄附金受領証明書（領収書）、特定公益増進法人であることの証明書の写しとも、所得税の確定申告用のものの交付で足り、個人県民税申告用として別途交付する必要はありません。

### 3 寄附者名簿の作成・保存・送付

寄附者の氏名・住所、寄附金額、寄附金を受領した年月日の一覧（以下『寄附者名簿』といいます。）を暦年（1月1日～12月31日）ごとに滋賀県内の市町別に作成し、7年間保存してください。

寄附者名簿の様式は、上記の滋賀県税政課のホームページよりダウンロードできます。

作成した寄附者名簿は、各市町の住民税担当課に、寄附金を受領した年の翌年3月15日までに送付していただきますようお願いします。（県への送付は必要ありません。）

（注）寄附者名簿の市町への送付は法令において定められているものではありませんが、寄附をされた方の個人県民税からの寄附金控除を円滑に行うために必要ですので、御協力をお願いします。

### 4 必要書類の提出（申請により指定を受けた法人・団体または公益信託のみ）

申請により指定を受けた法人・団体または公益信託は、裏面記載の書類の提出をお願いします。

## お問い合わせ先

滋賀県総務部税政課市町税制係 TEL：077-528-3213 E-mail：bg00@pref.shiga.lg.jp

市町民税については、寄附者がお住まいの市町の住民税担当課までお問い合わせください。

所得税の控除対象寄附金については、税務署までお問い合わせください。

## 必要書類の提出について

※ 申請により指定を受けた法人・団体または公益信託のみが対象です。

### 1 申請事項の変更が生じた場合

申請書に記載した事項に変更が生じた場合、変更届出書の提出をお願いします。なお、申請書の記載事項に変更はなくとも、申請の際添付した書類に変更が生じた場合は、記載事項が変更となった書類を提出してください。（変更届出書は、滋賀県税政課のホームページ『[個人県民税の寄附金控除について](#)』よりダウンロードできます。）

### 2 毎事業年度終了後に提出する書類について（※ 県内に事務所または事業所を有する法人・団体は除く）

県内において主たる目的である業務を行う指定法人・団体（県内に事務所または事業所を有しないものに限る）および県民の福祉の増進に寄与するものとして指定した公益信託の受託者は、**毎事業年度終了後4月以内**に、以下の書類を提出してください。

- ・ 毎事業年度終了後に作成した、当該年度の事業報告書および収支決算書
- ・ そのほか、県内で主たる目的である業務を行ったこと（県民の福祉の増進に寄与したこと）を証するもの（パンフレット等）

### 3 指定の期間の延長について（※ 指定の期間を定めている法人・団体および公益信託のみ）

指定の期間終了後も指定の基準に適合し、対象事業の実施が確認できる場合は、指定の期間を延長しますので、希望する場合は以下の書類を提出してください。

- ・ 事業計画書および収支予算書
- ・ そのほか、県内で主たる目的である業務を行うこと（県民の福祉の増進に寄与すること）を証するもの（パンフレット等）

## 必要書類の提出先

〒528-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県総務部税政課市町税制係